

稲沢市国民健康保険
特定健康診査等実施計画
(第4期)

2024(令和6)年4月1日
稲沢市

目 次

1	計画の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の期間	2
4	他の計画との関係	2
	(1) 稲沢市総合計画	
	(2) いきいきいなざわ・健康21計画	
	(3) 稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	
	(4) 稲沢国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	
5	被保険者等の現況	3
	(1) 人口及び被保険者数の現況	
	(2) 推計被保険者数	
	(3) 疾病の状況	
	(4) 疾病状況の推移	
6	計画の目標	11
7	特定健康診査の対象者数（推計）	11
8	特定健康診査等の実施方法【特定健康診査】	12
9	特定健康診査等の実施方法【特定保健指導】	13
10	特定健康診査等の実施方法に関する事項【年間スケジュール等】	14
11	個人情報の保護	14
12	特定健康診査等実施計画の公表・周知	14
13	特定健康診査等実施計画の評価・見直し	14
14	その他事項	14
	様式1（特定健康診査受診券）	15
	様式2（特定保健指導利用券）	17

※計画書内では、現在の元号（令和）により表記をしていますが、計画期間内に新たな元号となることから、よりわかりやすい表現とするために、一部、元号と西暦を併記しています。

1 計画の趣旨

稲沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）（以下「計画」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条第1項の規定に基づき、特定健康診査¹及び特定保健指導²の実施方法、目標、その他必要な事項を定めるものです。

稲沢市国民健康保険の保険者³である稲沢市は、40歳以上の被保険者に対して、計画に従い、効率的かつ効果[的に特定健康診査及び特定保健指導を実施し、糖尿病等の生活習慣病⁴の有病者及びその予備群を減少させるものとします。

2 計画策定の背景

生活習慣病は、次のようなモデルで進行するとされています。

- ①不適切な食生活や運動不足といった不健康な生活習慣を続ける。
- ②やがて、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病を発症する。
- ③その後、心筋梗塞や脳卒中に重症化する。
- ④最後は、生活機能の低下、要介護状態となる。

こうした進行を抑えるためには、生活習慣の改善にしっかりと取り組むことが重要であるとされています。それにより、発症リスク要因を減少させることができ、結果として医療費を適正化することができます。

このため、これまでも生活習慣病に対する予防対策が行われてきましたが、保健指導の徹底が不十分であるとの指摘がされています。

そこで、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に計画を策定するものです。

なお、特定健康診査及び特定保健指導は、次のような理由から、保険者に実施が義務付けられています。

- ・ 医療費の削減効果について最も大きな恩恵を受けること。
- ・ 医療費のデータと健診・保健指導のデータを突合することにより効果的な予防事業を行うことができること。
- ・ 対象者を把握しやすいこと。

¹ 特定健康診査：医療保険者が40歳以上の加入者に対して実施する生活習慣病の該当者、予備群を抽出するための健康診査

² 特定保健指導：医療保険者が特定健康診査により抽出された生活習慣病の該当者、予備群に対して、生活習慣の改善を促すために行う保健指導

³ 保険者：国民健康保険法などの医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合等

⁴ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症や進行に関与する糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの疾患群

3 計画の期間

計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間です。

計画は、第1期及び第2期は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期から6年を一期としています。

4 他の計画との関係

(1) 稲沢市総合計画

計画は、稲沢市総合計画¹を補完し、具体化するものです。したがって、稲沢市総合計画との整合性が保たれています。

(2) いきいきいなざわ・健康21計画

いきいきいなざわ・健康21計画²は、市民を対象に、市民と行政が一緒になって健康づくりを推進するものです。

計画は、いきいきいなざわ・健康21計画と調和が図られています。

(3) 稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、稲沢市が推進する高齢者福祉施策の基本的な方向を定め、その実現に向けての総合的な取り組み方針を明らかにするものです。

計画は、稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画と調和が図られています。

(4) 稲沢国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

稲沢国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った保健事業の実施、評価及び改善を行い、稲沢市国民健康保険被保険者の健康増進につなげるものです。

¹ 稲沢市総合計画：地方自治法の規定に基づき策定する稲沢市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となる計画

² いきいきいなざわ・健康21計画：健康増進法の規定に基づき策定する市民の健康の増進に関する施策の基本的な方向性を示す計画

5 被保険者等の現況

(1) 人口及び被保険者数の現況

人口及び国民健康保険被保険者数の現況は、次の表のとおりです。

○年齢階層別人口・被保険者数・被保険者の割合

年齢階層	人口	被保険者数	割合
0～4歳	4,521人	313人	6.9%
5～9歳	5,627人	431人	7.7%
10～14歳	6,090人	554人	9.1%
15～19歳	6,247人	637人	10.2%
20～24歳	6,899人	645人	9.3%
25～29歳	6,798人	654人	9.6%
30～34歳	6,636人	685人	10.3%
35～39歳	7,266人	803人	11.1%
40～44歳	8,204人	944人	11.5%
45～49歳	10,055人	1,319人	13.1%
50～54歳	10,943人	1,522人	13.9%
55～59歳	9,101人	1,530人	16.8%
60～64歳	7,749人	2,203人	28.4%
65～69歳	7,361人	4,178人	56.8%
70～74歳	9,306人	7,020人	75.4%
合計	112,803人	23,438人	20.8%

備考

- 1 人口は、外国人登録者数を含みます。
- 2 人口及び被保険者数は、令和5年9月30日現在の数値です。

○年度別対人口比

年度	人口	被保険者数	対人口比
平成30年度	136,915人	27,984人	20.4%
令和元年度	136,467人	26,947人	19.7%
令和2年度	135,941人	26,529人	19.5%
令和3年度	134,748人	25,573人	19.0%
令和4年度	133,783人	23,951人	17.9%

備考 人口及び国民健康保険の被保険者数は、各年度末の数値です。

(2) 推計被保険者数

2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの推計被保険者数は、次の表のとおりです。

○推計被保険者数

年齢階層	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
0～4歳	291人	270人	251人	233人	216人	207人
5～9歳	400人	371人	344人	319人	296人	276人
10～14歳	537人	520人	504人	488人	473人	446人
15～19歳	595人	555人	518人	484人	452人	424人
20～24歳	622人	600人	579人	558人	538人	487人
25～29歳	656人	658人	660人	662人	664人	630人
30～34歳	666人	647人	629人	611人	594人	554人
35～39歳	767人	733人	700人	669人	639人	598人
40～44歳	876人	813人	754人	699人	648人	605人
45～49歳	1,262人	1,207人	1,155人	1,105人	1,057人	997人
50～54歳	1,527人	1,532人	1,537人	1,542人	1,547人	1,463人
55～59歳	1,531人	1,532人	1,533人	1,534人	1,535人	1,542人
60～64歳	2,083人	1,970人	1,863人	1,762人	1,666人	1,534人
65～69歳	3,849人	3,546人	3,267人	3,010人	2,773人	2,573人
70～74歳	6,926人	6,833人	6,741人	6,651人	6,562人	6,041人
合計	22,588人	21,787人	21,035人	20,327人	19,660人	18,377人

備考 被保険者数は、人口推計値から国民健康保険加入率を乗じて作成しました。
(人口と被保険者数の実数値は、令和5年9月30日現在の数値です。)

(3) 疾病の状況（生活習慣病）

被保険者に係る糖尿病等の生活習慣病の受診状況は、次の表のとおりです。

この表によると、40歳から59歳までの年齢階層は、すべての疾病において、件数、費用額、一人当たり費用額及び受診率が低く、60歳を過ぎると急激に上昇しています。

①件数

○件数（令和4年5月診療分）

年齢	全件	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患 ¹	脳血管疾患
40-44歳	625件	23件	16件	0件	1件
45-49歳	818件	58件	39件	2件	4件
50-54歳	947件	55件	65件	4件	3件
55-59歳	1,043件	86件	105件	6件	6件
60-64歳	1,909件	187件	195件	16件	14件
65-69歳	4,397件	500件	551件	40件	31件
70-74歳	8,669件	908件	1,119件	109件	74件
計	18,408件	1,817件	2,090件	177件	133件

○件数（令和5年5月診療分）

年齢	全件	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	577件	19件	9件	2件	0件
45-49歳	800件	54件	33件	2件	3件
50-54歳	1,022件	56件	72件	9件	7件
55-59歳	1,069件	95件	104件	6件	8件
60-64歳	1,951件	183件	187件	18件	16件
65-69歳	4,031件	424件	489件	31件	31件
70-74歳	8,217件	886件	1,059件	117件	60件
計	17,667件	1,717件	1,953件	185件	125件

¹ 虚血性心疾患：心筋梗塞や狭心症に代表される心臓の筋肉への血液の流れが妨げられ、心臓に障害が起こる病気の総称

②費用額

○費用額（令和4年5月診療分）

年齢	総額	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	21,177,580円	1,739,360円	195,300円	0円	48,620円
45-49歳	30,233,810円	1,610,170円	491,420円	30,290円	42,730円
50-54歳	43,502,520円	1,429,450円	883,270円	71,400円	50,190円
55-59歳	48,424,160円	2,633,750円	1,336,570円	615,590円	1,186,500円
60-64歳	69,606,610円	5,285,800円	2,351,670円	1,441,670円	633,890円
65-69歳	150,479,890円	14,237,780円	6,673,430円	2,058,710円	3,620,810円
70-74歳	284,205,000円	24,876,170円	13,438,070円	3,951,510円	9,468,440円
計	647,629,570円	51,812,480円	25,369,730円	8,169,170円	15,051,180円

○費用額（令和5年5月診療分）

年齢	総額	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	20,674,530円	706,150円	111,690円	24,030円	0円
45-49歳	32,590,410円	2,262,000円	501,690円	40,000円	285,850円
50-54歳	39,083,270円	1,454,930円	895,390円	308,400円	1,266,790円
55-59歳	50,611,740円	2,673,280円	1,376,400円	320,840円	2,268,650円
60-64歳	95,980,540円	5,706,820円	2,517,970円	2,032,380円	2,970,070円
65-69歳	133,484,180円	15,246,380円	6,074,710円	1,426,200円	2,839,190円
70-74歳	334,259,540円	24,735,710円	13,809,070円	9,294,550円	6,362,730円
計	706,684,210円	52,785,270円	25,286,920円	13,446,400円	15,993,280円

③1件当たり費用額

○1件当たり費用額（令和4年5月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	33,884円	75,624円	12,206円	0円	48,620円
45-49歳	36,961円	27,762円	12,601円	15,145円	10,683円
50-54歳	45,937円	25,990円	13,589円	17,850円	16,730円
55-59歳	46,428円	30,625円	12,729円	102,598円	197,750円
60-64歳	36,462円	28,266円	12,060円	90,104円	45,278円
65-69歳	34,223円	28,476円	12,111円	51,468円	116,800円
70-74歳	32,784円	27,397円	12,009円	36,252円	127,952円
計	35,182円	28,515円	12,139円	46,154円	113,167円

○ 1 件当たり費用額（令和 5 年 5 月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44 歳	35,831 円	30,780 円	12,410 円	12,015 円	0 円
45-49 歳	40,738 円	41,889 円	15,203 円	20,000 円	95,283 円
50-54 歳	38,242 円	25,981 円	12,436 円	34,267 円	180,970 円
55-59 歳	47,345 円	28,140 円	13,235 円	53,473 円	283,581 円
60-64 歳	49,196 円	31,185 円	13,465 円	112,910 円	185,629 円
65-69 歳	33,114 円	35,958 円	12,423 円	46,006 円	291,587 円
70-74 歳	40,679 円	27,918 円	13,040 円	79,441 円	106,046 円
計	40,000 円	30,743 円	12,948 円	72,683 円	127,946 円

備考 1 件当たり費用額 = 費用額 ÷ 件数

④ 1 人当たり費用額

○ 1 人当たり費用額（令和 4 年 5 月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44 歳	18,288 円	1,502 円	169 円	0 円	42 円
45-49 歳	19,443 円	1,035 円	316 円	19 円	27 円
50-54 歳	26,238 円	862 円	533 円	43 円	30 円
55-59 歳	30,208 円	1,643 円	834 円	384 円	740 円
60-64 歳	28,668 円	2,177 円	969 円	594 円	261 円
65-69 歳	31,396 円	2,971 円	1,392 円	430 円	755 円
70-74 歳	35,984 円	3,150 円	1,701 円	500 円	1,199 円
計	30,704 円	2,456 円	1,203 円	387 円	714 円

○ 1 人当たり費用額（令和 5 年 5 月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44 歳	19,376 円	466 円	105 円	23 円	0 円
45-49 歳	22,617 円	1,570 円	348 円	28 円	198 円
50-54 歳	23,788 円	886 円	545 円	188 円	771 円
55-59 歳	32,298 円	1,706 円	878 円	205 円	1,448 円
60-64 歳	41,353 円	2,459 円	1,085 円	876 円	1,280 円
65-69 歳	30,630 円	3,498 円	1,394 円	327 円	651 円
70-74 歳	45,079 円	3,336 円	1,862 円	1,253 円	858 円
計	35,670 円	2,664 円	1,276 円	679 円	807 円

備考 1 人当たり費用額 = 費用額 ÷ 被保険者数

⑤受診率

○受診率（令和4年5月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	53.97%	1.99%	1.38%	0.00%	0.09%
45-49歳	52.60%	3.73%	2.51%	0.13%	0.26%
50-54歳	57.12%	3.32%	3.92%	0.24%	0.18%
55-59歳	65.07%	5.36%	6.55%	0.37%	0.37%
60-64歳	78.62%	7.70%	8.03%	0.66%	0.58%
65-69歳	91.74%	10.43%	11.50%	0.83%	0.65%
70-74歳	109.76%	11.50%	14.17%	1.38%	0.94%
計	87.27%	8.61%	9.91%	0.84%	0.63%

○受診率（令和5年5月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	54.08%	1.52%	0.84%	0.19%	0.00%
45-49歳	55.52%	3.75%	2.29%	0.14%	0.21%
50-54歳	62.20%	3.41%	4.38%	0.55%	0.43%
55-59歳	68.22%	6.06%	6.64%	0.38%	0.51%
60-64歳	84.06%	7.88%	8.06%	0.78%	0.69%
65-69歳	92.50%	9.73%	11.22%	0.71%	0.71%
70-74歳	110.82%	11.95%	14.28%	1.58%	0.81%
計	89.17%	8.67%	9.86%	0.93%	0.63%

備考 受診率 = 件数 ÷ 被保険者数 × 100

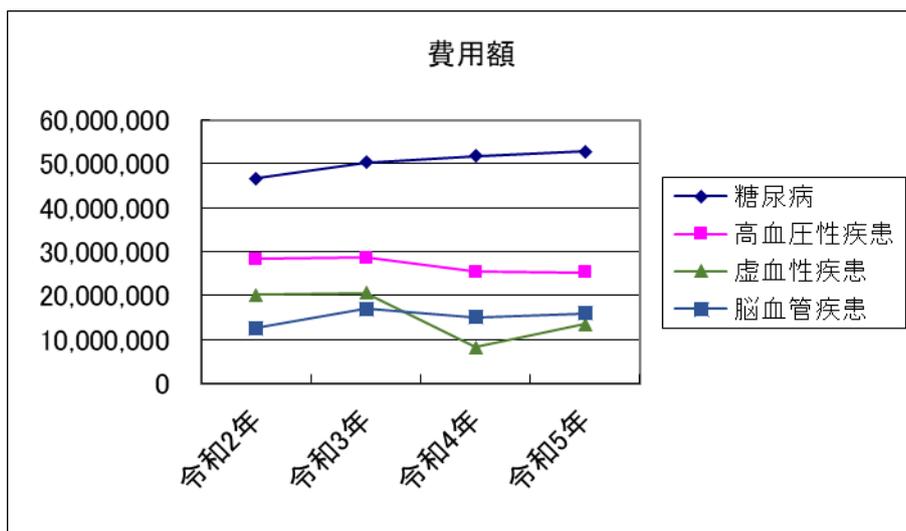
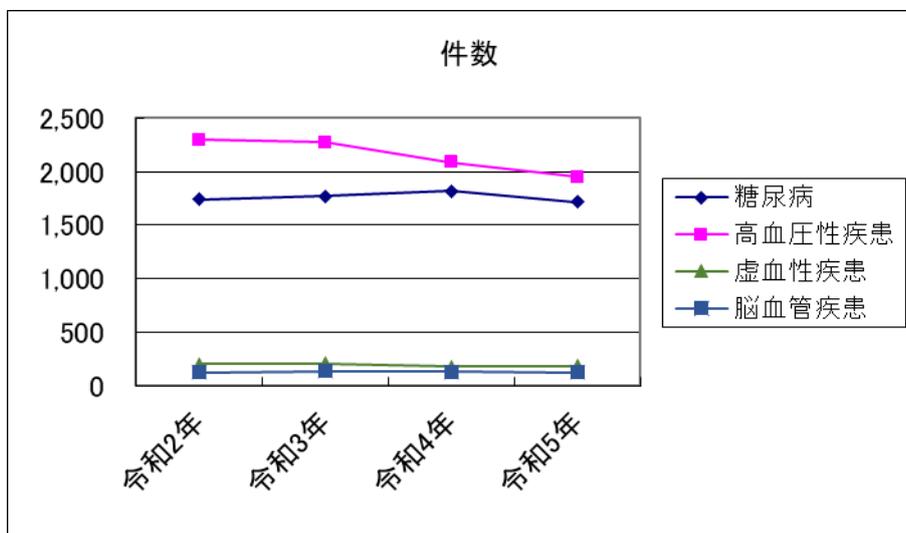
<参考>

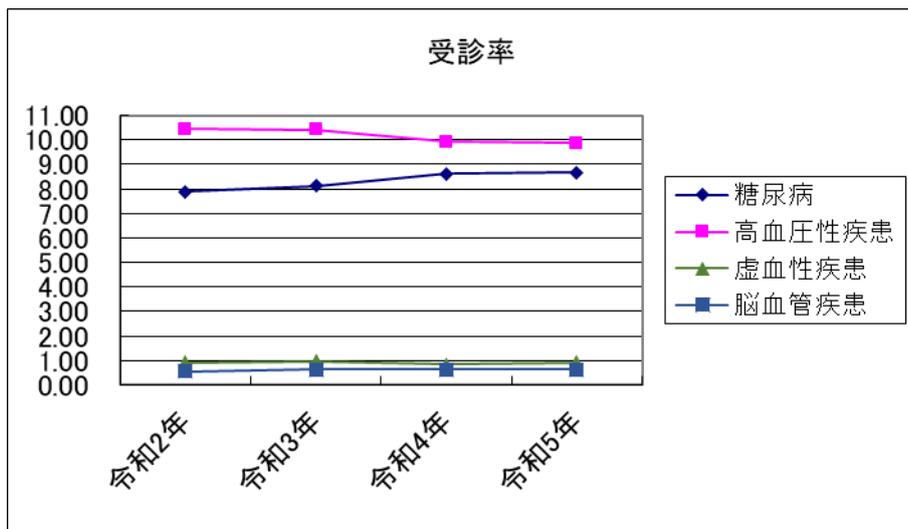
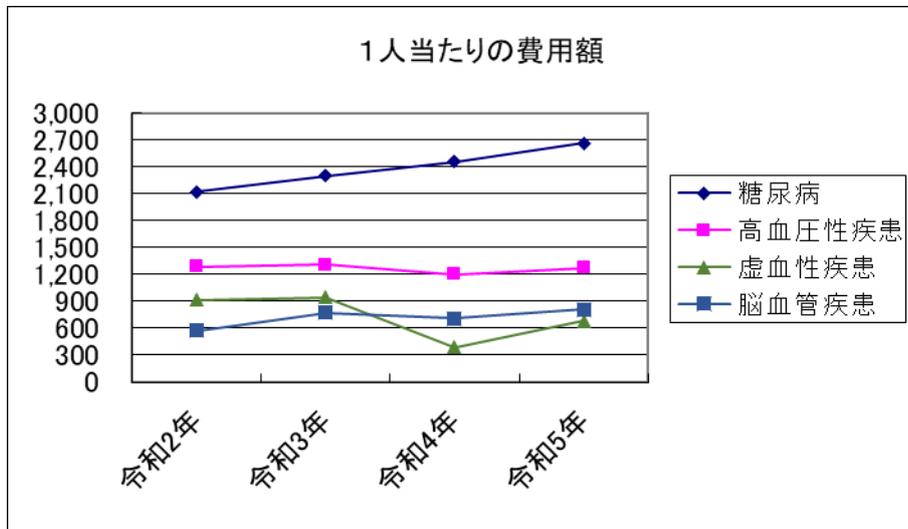
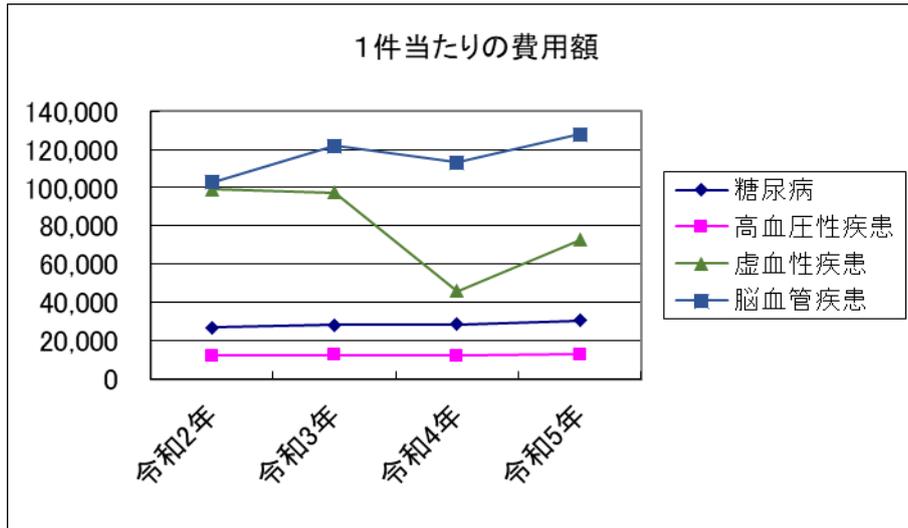
○被保険者数

年齢階層	令和4年5月末	令和5年5月末
40-44歳	1,158人	1,067人
45-49歳	1,555人	1,441人
50-54歳	1,658人	1,643人
55-59歳	1,603人	1,567人
60-64歳	2,428人	2,321人
65-69歳	4,793人	4,358人
70-74歳	7,898人	7,415人
合計	21,093人	19,812人

(4) 疾病状況の推移

令和2年から令和5年の4年間で被保険者に係る糖尿病等の生活習慣病の受診状況の推移は、次の表のとおりです。(各年度とも5月診療分をもとに作成)





6 計画の目標						
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
特定健康診査の実施率	52.5%	56.0%	59.5%	63.0%	66.5%	70.0%
特定保健指導の実施率	16.0%	22.0%	28.0%	34.0%	40.0%	45.0%
内臓脂肪症候群該当者割合	21.5%	21.0%	20.5%	20.0%	19.5%	19.0%

備考

- 特定健康診査の実施率の目標値は、次のように定めました。
 - 2024(令和6)年度の目標値は、令和4年度に実施した特定健康診査の実施率が50.8%であったことから、52.5%としました。
 - 2025(令和7)年度から2029(令和11)年度の目標値は、対前年度3.5%増としました。
 - 2029(令和11)年度の目標値は特定健康診査等基本指針に定める数値7.0%としました。
 - 特定健康診査の実施率の計算式は、次のとおりです。
 $A \div B \times 100$
 A=特定健康診査の受診者数(年度途中の資格取得及び喪失者を除く。)
 B=40歳以上の被保険者数(年度末現在。年度途中の資格取得者を除く。)
- 特定保健指導の実施率の目標値は、次のように定めました。
 - 2024(令和6)年度の目標値は、令和5年度(令和4年度分 法定報告)から特定保健指導の終了率が6.2%であったことから、16%としました。
 - 2024(令和6)年度から2028(令和10)年度の目標値は、対前年度6%増としました。
 - 2029(令和11)年度の目標値は、特定健康診査等基本指針に定める数値45%としました。
 - 特定保健指導の実施率の計算式は、次のとおりです。
 $A \div B \times 100$
 A=動機付け支援利用者数+積極的支援利用者数
 B=動機付け支援対象者数+積極的支援対象者数
- 内臓脂肪症候群該当者割合の目標値は、次のように定めました。
 - 2024(令和6)年度の目標値は、令和4年度に実施した内臓脂肪症候群該当者の割合が21.9%であったことから、21.5%としました。
 - 2025(令和7)年度から2029(令和11)年度の目標値は、対前年比0.5%減としました。
 - 2029(令和11)年度の目標値は、19%としました。

7 特定健康診査等の対象者数(推計)						
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
【特定健康診査】 対象者数(40歳以上の被保険者)	18,054	17,433	16,850	16,303	15,788	14,755
【特定健康診査】 目標とする実施者数	9,478	9,762	10,026	10,271	10,499	10,329
【特定保健指導】 動機付け支援対象者数	834	859	882	903	923	908
【特定保健指導】 目標とする動機付け支援利用者数	133	189	247	307	369	409
【特定保健指導】 積極的支援対象者数	285	293	301	308	315	310
【特定保健指導】 目標とする積極的支援利用者数	46	64	84	105	126	140

- 備考 特定健康診査の対象者数は、除外すべき事業者健診の受診者数を0人と見込み、被保険者数を対象者数としました。
 特定健康診査の実施者数は、対象者数に目標値を乗じて算出しました。
 特定保健指導のうち動機付け支援の対象者数は、特定健康診査の実施者数に、令和2年、令和3年度及び令和4年度法定報告の対象者の割合の平均を乗じて算出しました。
 40歳～64歳 7.7%
 65歳～74歳 9.5%
 特定保健指導のうち積極的支援の対象者数は、特定健康診査の実施者数に、令和2年、令和3年度及び令和4年度法定報告の対象者の割合の平均を乗じて算出しました。
 40歳～64歳 7.9%
 65歳～74歳 -
 特定保健指導のうち動機付け支援の実施者数は、対象者数に目標値を乗じて算出しました。
 特定保健指導のうち積極的支援の実施者数は、対象者数に目標値を乗じて算出しました。

8 特定健康診査等の実施方法【特定健康診査】	
実施の原則	特定健康診査は、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康局）第2編健診に記載されているところに従い実施する
対象者	国民健康保険の被保険者のうち、実施年度に40歳以上となる者 ただし、対象者が、職場等で同等の健康診査を受けた場合において、その結果のデータを国民健康保険に提出したときは、特定健康診査を受けたものとみなす
実施場所	〈集団健診〉 稲沢市保健センター 〈個別健診〉 特定健康診査実施機関の施設
法定の実施項目	
基本的な健診項目	
項目	備考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
身長、体重及び腹囲の検査	
BMIの測定	$BMI = \text{体重}[\text{kg}] \div (\text{身長}[\text{m}] \times \text{身長}[\text{m}])$
血圧の測定	
肝機能検査	AST (GOT)、ALT (GPT) 及び γ -GT (γ -GTP) の検査
血中脂質検査	中性脂肪（空腹時が測定不可能な場合は随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール量の検査
血糖検査	空腹時血糖（空腹時血糖が測定不可能な場合は随時血糖）又はHbA1cの検査
尿検査	尿中の等及び蛋白の有無の検査
腎機能検査	クレアチニン (eGFR) 及び尿酸の検査 ※血清クレアチニン検査については、判断基準にかかわらず全員に実施
医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目	
追加項目	備考
心電図検査	
限定検査	
貧血検査	(赤血球数、色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値)のうち、一定の基準の下、医師が必要と判断したもの
受診券の交付	特定健康診査の対象者に対して、特定健康診査受診券（様式1）を交付する 特定健康診査を受けようとする者は、自己の選定する実施機関において、特定健康診査受診券に国民健康保険被保険者証又はマイナ保険証を添えて提出し、受診する
実施時期又は期間	〈集団健診〉 個別健診実施期間終了後 〈個別健診〉 5月1日から9月30日まで（各医療機関の診療時間内に限る）
外部委託の方法	〈①外部委託の有無〉 委託して実施 〈②外部委託の契約形態〉 個別健診：一者特命随意契約 集団健診：指名競争入札
周知や案内の方法	毎年、特定健康診査の開始時に、広報紙「広報いなざわ」に案内記事を掲載 市のWebサイトに案内記事を常時掲載 Facebookでの周知やケーブルテレビで啓発番組の放映、国保新規加入者へ啓発パンフレットの配布
事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法	事業者健診や人間ドック等の結果提供についてHP及び受診券にて啓発 結果提出者に500円のクオカードを配布
その他（健診結果の通知方法や情報提供等）	集団健診：健診実施後約2週間後に市の保健センターにて対面で返却・結果説明 個別健診：健診実施後約2週間後に健診実施医療機関にて対面で返却・結果説明 結果説明時、受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を併せて提供

9 特定健康診査等の実施方法【特定保健指導】																								
実施の原則	特定健康診査は、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康局）第3編保健指導に記載されているところに従い実施します。																							
対象者	<p>特定保健指導は、次のア又はイに該当する者（糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。）に対して実施します。</p> <p>ア 動機付け支援の対象者 動機付け支援は、次のいずれかに該当する者に対して実施します。 （ア）腹囲が8.5cm以上である男性又は腹囲が9.0cm以上である女性であって、次のいずれかに該当する者（イ（イ）に該当する者を除く。） ① 血糖検査の結果が空腹時血糖100mg/dl以上又はHbA1c（NGSP値）の場合5.6%以上¹ ② 空腹時中性脂肪150mg/dl以上又は随時中性脂肪170mg/dl以上²、若しくはHDLコレステロール40mg/dl未満 ③ 血圧の測定結果が収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上 （イ）腹囲が8.5cm未満である男性又は腹囲が9.0cm未満である女性であってBMIが2.5以上の者のうち、（ア）の①から③の2つに該当する者（イ（イ）に該当する者を除く。） （ウ）腹囲が8.5cm未満である男性又は腹囲が9.0cm未満である女性であってBMIが2.5以上の者のうち、（ア）の①から③のいずれかに該当する者 （エ）積極的支援の要件を満たす65歳以上75歳未満の者</p> <p>イ 積極的支援の対象者 積極的支援は、次のいずれかに該当する者（65歳以上75歳未満の者を除く。）に対して実施します。 （ア）腹囲が8.5cm以上である男性又は腹囲が9.0cm以上である女性であって、ア（ア）の①から③の2つに該当する者 （イ）腹囲が8.5cm以上である男性又は腹囲が9.0cm以上である女性であって、ア（ア）の①から③のいずれかに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者 （ウ）腹囲が8.5cm未満である男性又は腹囲が9.0cm未満である女性であってBMIが2.5以上の者のうち、ア（ア）の①から③の全てに該当する者 （エ）腹囲が8.5cm未満である男性又は腹囲が9.0cm未満である女性であってBMIが2.5以上の者のうち、ア（ア）の①から③のうち2つに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者</p>																							
対象者の階層	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">腹 囲</th> <th rowspan="2">追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧</th> <th rowspan="2">④喫煙歴</th> <th colspan="2">対 象</th> </tr> <tr> <th>40～64歳</th> <th>65～74歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">≥8.5cm (男性) ≥9.0cm (女性)</td> <td>2つ以上該当</td> <td>なし</td> <td rowspan="2">積極的支援</td> <td rowspan="2">動機づけ支援</td> </tr> <tr> <td>1つ該当</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外で BMI ≥ 2.5</td> <td>3つ該当</td> <td>なし</td> <td rowspan="3">積極的支援</td> <td rowspan="3">動機づけ支援</td> </tr> <tr> <td>2つ該当</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>1つ該当</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	腹 囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対 象		40～64歳	65～74歳	≥8.5cm (男性) ≥9.0cm (女性)	2つ以上該当	なし	積極的支援	動機づけ支援	1つ該当	あり	上記以外で BMI ≥ 2.5	3つ該当	なし	積極的支援	動機づけ支援	2つ該当	あり	1つ該当	なし
腹 囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧				④喫煙歴	対 象																		
		40～64歳	65～74歳																					
≥8.5cm (男性) ≥9.0cm (女性)	2つ以上該当	なし	積極的支援	動機づけ支援																				
	1つ該当	あり																						
上記以外で BMI ≥ 2.5	3つ該当	なし	積極的支援	動機づけ支援																				
	2つ該当	あり																						
	1つ該当	なし																						
利用券の交付	特定保健指導の対象者に対して、特定保健指導利用券（様式2）を交付 特定保健指導を利用しようとする者は、特定保健指導利用券に被保険者又はマイナ保険証を添えて提出し、保健指導を利用する ただし、特定健康診査の結果の通知と同時に初回面接を行う場合は、この限りではない																							
実施場所	<p>〈積極的支援〉 稲沢市保健センター</p> <p>〈動機付け支援〉 特定保健指導実施機関の施設、稲沢市保健センター</p>																							
実施内容	<p>動機付け支援 医師等の指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けの支援を行う 行動計画の策定の日から3か月以上経過後に、計画の実績に関する評価を行う</p> <p>積極的支援 医師等の指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組に係る動きかけを相当な期間継続して行う 行動計画の進捗状況に関する評価及び計画の策定の日から3か月以上の継続的な支援終了後に、計画の実績に関する評価を行う</p>																							
実施時期又は期間	<p>集団健診後の初回面接：1月～3月に実施（健診実施後から当該年度末まで） 個別健診後の初回面接：5月～3月（健診実施後から当該年度末まで） 実績評価：初回面接実施後3か月以上経過時～翌年度3月</p>																							
外部委託の方法	<p>〈1外部委託の有無〉 動機付け支援：市が直接実施するとともに、必要に応じて、実施機関に委託して実施 積極的支援：市が直接実施のため委託なし</p> <p>〈2外部委託の契約形態〉 動機付け支援：一者特命随意契約</p>																							
周知や案内の方法	対象者には利用券を送付する。 市の広報誌及び市のWebサイトでの周知、ケーブルテレビで啓発番組の放映																							
特定保健指導対象者の優先順位	<p>特定保健指導の対象者が見込みを大きく超えた場合において、すべての対象者に指導を実施することが困難なときは、次の対象者を優先して実施する</p> <p>ア：年齢が比較的若い者 イ：糖尿病又は脳血管疾患の予備軍</p>																							

備考¹メタボリックシンドロームの判定基準は空腹時血糖が原則であり、空腹時血糖の値がない場合は相関するHbA1cの値を用いることから、空腹時血糖とHbA1cの両方を測定している場合は空腹時血糖の結果を優先する
²原則として空腹時中性脂肪を測定することとする。やむを得ず空腹時中性脂肪を測定しない場合は食事開始時から3.5時間以上絶食10時間未満に採血が実施された随時中性脂肪による血中脂質検査を可とする

10 特定健康診査等の実施方法に関する事項【年間スケジュール等】		
特定健康診査・特定保健指導	年度当初	4月1日時点国民健康保険の被保険者のうち、実施年度に40歳以上となる者に対し受診券を送付 特定健康診査・特定保健指導の委託先と契約を締結
	年度の前半	特定健康診査未受診者の電話勧奨業務の委託先と契約を締結 未受診者に対しはがき・電話による勧奨を実施 特定保健指導未利用者勧奨の委託先と契約を締結
	年度の後半	特定保健指導未利用者に対し通知による勧奨を実施 集団健診の委託先と契約を締結
年間スケジュール	月2回新規国保加入者のうち特定健康診査対象者に対し受診券を送付（5月～9月） 月1回健診の結果特定保健指導の対象となった者に対し利用券を送付（8月～12月） 月1回特定保健指導利用券発送後1か月経過し未利用の場合は勧奨通知を送付（9月～1月）	

11 個人情報の保護	
記録の保存方法	<p>(1) 基本方針 特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報¹は、次の法令等に定めるところに従い、最新版を遵守し適正に管理する</p> <p>ア 稲沢市個人情報保護条例（平成15年条例第31号） イ 稲沢市個人情報保護規則（平成15年規則第34号） ウ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス エ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス オ 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス</p> <p>(2) 電子媒体の安全管理 特定健康診査及び特定保健指導で得られる電子データは、次に定めるところに従い、最新版を遵守し安全に管理する</p> <p>ア 稲沢市電子計算機処理の管理運用に関する規程（平成15年訓令第6号） イ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン</p> <p>(3) 利用の目的 特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報は、データの点検並びに受診者の保健指導、評価及び分析のために利用する</p> <p>(4) 目的外利用又は第三者への提供 特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報は、次に掲げる場合を除き、目的外に利用し、又は第三者に提供しない</p> <p>ア 法令等の規定に基づくとき。 イ 本人の同意があるとき。 ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 エ 稲沢市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると市長が認めるとき。</p> <p>(5) 匿名化による利用等 特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報を含むデータを、目的外に利用し、又は第三者に提供する場合において、(4)のアからエまでに該当しないときは、個人情報を匿名化²して利用し、又は提供する</p>
保存体制、外部委託の有無	特定健康診査及び特定保健指導に関する業務を委託する場合は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定める

備考

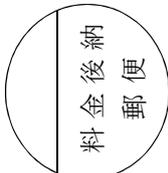
¹個人情報：個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

²匿名化：個人情報から氏名、生年月日等の個人を識別する情報を取り除くことにより、特定の個人を識別できないようにすること。

12 特定健康診査等実施計画の公表・周知	
特定健康診査等実施計画の公表方法	この計画を推進するため、計画を市のWebサイトに掲載するなどして公表する
特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法	様々なイベントや会議等の機会を利用して計画の概要を周知する

13 特定健康診査等実施計画の評価・見直し	
特定健康診査等実施計画の評価方法	毎年度、目標の達成状況について評価を行う
特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方	実績値が計画に定める目標値に達しなかった場合は、その原因を調査し、特定健診等の実施方法を改善する また、評価結果やその後の状況の変化等により計画の見直しが必要になった場合は、計画の期間中においても変更する

14 その他事項	
委託の基準	<p>特定健康診査の委託先は、次に定める要件を満たす者のうちから選定する</p> <p>ア 市内に特定健康診査を実施できる施設を有すること</p> <p>イ 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）の第一 特定健康診査の外部委託に関する基準に定める要件及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保持等に関する基準」（平成25年厚生労働省告示第93号）の第一 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保持等に関する基準に定める要件を満たすこと</p> <p>特定保健指導を委託する場合は、委託先は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の第二 特定保健指導の外部委託に関する基準に定める要件を満たす者及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保持等に関する基準」の第二 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準に定める要件を満たす者のうちから選定する</p>



郵便区内特別

令和 年度 稲沢市国民健康保険
Inazawa National Health Insurance
Inazawa Seguro Nacional de Saúde

特定健康診査 受診券

Specific Health Checkup Consultation Ticket
Saúde Exame Consulta Ingresso Especifico

無料

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地

稲沢市役所 市民福祉部

国保年金課 国保グループ

TEL (0567) 32-1312 (ダイヤルイン)
FAX (0567) 32-8911

特定健康診査受診券

受診券整理番号
被保険者証記号・番号
氏名
性別
生年月日
交付年月日
有効期限
窓口での自己負担額 (※ただし、健診の結果、治療を要する場合は 保険診療となります。)

所在地	稲沢市稲府町1番地
電話番号	0587-32-1111
保険者番号	0 0 2 3 0 2 1 9
名称	稲沢市

※左記の注意事項をよくお読みになられた上で、この受診券を左のキリトリ線から切り取り、国民健康保険被保険者証と一緒に窓口にお出しください。

特定健康診査健診項目

項目名	内容
問診	服薬歴、既往歴、生活習慣、自覚症状等
計測	身長、体重、BMI、血圧、腹囲
診察	理学的所見(身体診察) 視診、触診
腎機能	尿糖・尿蛋白、クレアチニン、尿酸
脂質	中性脂肪(空腹時、随時)、HDL、LDL
肝機能	AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)
代謝系	HbA1c、血糖(空腹時、随時)
貧血検査	※貧血の既往歴がある場合又は相診等で貧血が疑われる場合のみ実施します。
心電図検査	※当該年度の健診結果において下記の基準に該当した場合作実施します。 心電図検査:①血圧が下記の基準又は、 眼底検査:①血圧又は②血糖が下記の基準
眼底検査	①血圧 収縮期血圧が140mmHg以上 又は拡張期血圧が90mmHg以上 ②血糖 血糖が126mg/dl以上 又はHbA1c6.5%以上

< 受診上の注意点 >

- ①午前中に健診を受ける場合は、血糖等の検査結果に影響が及ばないよう、健診前10時間以内は水以外の飲食物をとらないでください。
- ②午後には健診を受ける場合は、軽めの朝食をとって頂くとともに、健診まで水以外の飲食物をなるべくとらないでください。
- ③飲酒や激しい運動は、健診の前日は控えてください。
- ④特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、御了承の上、受診願います。
- ⑤健診結果は稲沢市で点検することがあるほか、国・県への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、御了承の上、受診願います。

< この受診券についての注意点 >

被保険者の資格がなくなったときは、この券を使用しての受診はできませんので稲沢市役所国保年金課に御返却ください。また、健診受診後、健診受診日より前に遡って被保険者の資格がなくなったときは、健診料を返納していただきます。

(シールを切り取ってください)

(キリトリ線)

(キリトリ線)

特定健康診査のご案内

稲沢市国民健康保険では、生活習慣病の中でも特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群を減少させるため、稲沢市医師会の協力により、加入者に特定健康診査を受診していただく事業を実施します。

対象者
稲沢市国民健康保険加入者で、昭和 年 月 日以前にお生まれの方

令和 年度実施期間
5月1日から9月30日まで(診察時間内に限る)
※9月30日までに75歳になられる方は、誕生日の前日までとなります。75歳になられた後は、後期高齢者医療制度から別途健康診査の御案内がありますので、そちらを御確認ください。

受診方法
この受診券と国民健康保険被保険者証又はマイナ保険証(オンライン資格確認に対応している医療機関に限る)を医療機関の窓口を持参してください。

受診の際の自己負担額
なし
(※ただし、健診の結果、治療を要する場合は保険診療となります。)

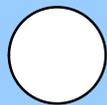
受診できる医療機関
実施医療機関は右表を御確認ください。また、稲沢市のホームページにも実施医療機関の一覧を掲載しております。なお、受診できる医療機関は、変更になる場合があります。

他の健診を受けられた方へ
特定健康診査の健診項目が含まれた人間ドック又は事業主健診を受けられた場合は、この特定健康診査を受ける必要はありませんが、国民健康保険者として加入者の健診状況を把握する必要がありますので、人間ドック又は事業主健診の結果を稲沢市役所国保年金課まで御提出ください。
御提出いただいた方には、粗品(クオカード500円

《 目隠し用の模様を入れる 》

令和 年度特定健康診査のご案内です。
内容をよくお読みの上、ご受診ください。

特定保健指導利用券



利用券整理番号	
特定健診受診券整理番号	
被保険者番号	
氏名	
性別	
生年月日	
交付年月日	
有効期限	
特定保健指導区分	
利用の際にかかる費用	

所在地	
電話番号	
保険者番号	
名称	

特定保健指導の御案内

稲沢市国民健康保険では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を行い、その結果、メタボリックシンドロームあるいはその予備群とされた人に対して、保健指導（特定保健指導）を実施しています。

あなたは、今年度受診されました特定健康診査の結果に基づき判定をした結果、特定保健指導の対象者に該当しました。

今回お送りしました特定保健指導利用券は、特定保健指導を利用する際に必要ですので、利用時に実施機関までお持ちください。

※特定保健指導の内容等につきましては、別紙の案内文を御覧ください。

■利用上の注意点

- ① 特定保健指導を利用するときには、別紙案内文を御覧になったうえで、実施機関へ予約をし、この券をお持ちください。
- ② 医療機関で受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
- ③ 特定保健指導の実施結果は保険者において保存します。
- ④ 保健指導結果のデータファイルは、国及び県への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、御了承の上、利用願います。

■この利用券についての注意点

- ① 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を国保年金課に返してください。
- ② 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
- ③ この券の記載事項に変更があった場合には、稲沢市役所国保年金課まで御連絡ください。

〒

令和 年度 稲沢市国民健康保険
特定保健指導 利用券

特定保健指導は特定健康診査の結果に基づいて、健康づくりを支援するものです。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防のため、ぜひ特定保健指導を御利用ください。

【お問い合わせ先】

TEL
FAX

稲沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）

2024（令和6）年3月

発行：稲沢市 福祉保健部 国保年金課

〒492-8269

愛知県稲沢市稲府町1

電話：0587-32-1312

FAX：0587-32-8911